

空襲被害者等の援護立法の実現を求める

全国空襲連

会報 No.8

2014・4・15



議員連盟の再発足を今国会中に 議員会館が満員120名の熱気で埋る

3.5院内集会 全国空襲連

全国空襲連は3月5日、空襲被害者援護制度の確立を求めて国会内で集会を開き、国会議員29人(本人出席18人、秘書11人)と空襲被害者ら合計120人余が参加し、満席の熱気で埋りました。

星野運営委員長は「戦後70年となる2015年までに成果をあげる、今日この集会をスタートしたい」と決意を述べました。

中山武敏共同代表は「ぜひ超党派の議員連盟の再開か再発足を、今国会期中にお願いしたい」と訴えました。

大阪空襲訴訟弁護団の大前治弁護士は「戦時下の防空法と国民」と題して講演。「空襲は怖くない。

逃げずに消火せよ」と非科学的な指示をした当時の防空法制のために多くの被害が広がった事実を告発しました。

名古屋空襲を体験した杉山千佐子さん(98)ら空襲被害者が訴えました。

鳩山邦夫衆議院議員らから激励の挨拶をいただきました。日本弁護士会副会長(日弁連法対策センター委員長)の安井信久氏から支援の挨拶を受けました。

(注)衆議院法制局第5部長の笠井真一氏が出席されていました。

全国空襲被害者連絡協議会 〒131-0045 東京都墨田区押上1-33-4 中村ビル102

TEL/FAX: 03-5631-3922 E-mail: tokyokusyu@coral.bforth.com

URL: <http://www.geocities.jp/jisedainitakusu/>
<http://www.zenkuren.com/index.html>

共同代表: 早乙女勝元 中山武敏 荒井信一 前田哲男 斎藤貴男

連絡先: 〒131-0045 東京都墨田区押上1-33-4 中村ビル102 TEL/FAX 03-5631-3922

年会費: 個人1口 2,000円 団体1口 5,000円

郵便振替: 00130-8-623364 (口座名: 全国空襲被害者連絡協議会)

超党派の議員連盟でしっかり頑張る

国会議員のご本人出席18人の内11の方に激励挨拶をいただきました。共通した内容は、中山武敏共同代表のお願いに応えて「超党派の議員連盟で

しっかり頑張る」の言葉と、議員連盟会長に内定(折衝中)している「鳩山新会長のもとにしっかり頑張っていきたい」との発言も何人かからありました。



鳩山邦夫衆議院議員

鳩山邦夫議員の挨拶(10分間の挨拶で一部分の要旨)

天災で被害を受けた人を手厚く面倒をみる、これはいいことです。しかし、国の責任で起こした戦争で被害を受けた軍人軍属の方とかに救済の仕組みがあって、空襲被害の一般の方には何の仕組みもないのはおかしい。

議員連盟は総選挙で大幅に入れ代わり、これを再現するために少々時間と労力がかかりますが、一生懸命やらせていただきますことをお誓い申し上げ、ご挨拶とします。

激励の挨拶をされる国会議員のみなさん

(左より発言順)



泉原保二衆議院議員



福島瑞穂参議院議員



佐田玄一郎衆議院議員



田城郁衆議院議員



小池晃参議院議員



笠井亮衆議院議員



田中和徳衆議院議員



柿澤未途衆議院議員



大島九州男参議院議員



糸数慶子参議院議員

国会議員の出席者

(代理を含む。紙面の都合上で写真掲載の方を除きます) · 敬称略・順不同

小林文明氏	赤嶺政賢氏	長坂康正氏
田村憲久氏	古川貴盛氏	桜田義孝氏
丹羽秀樹氏	高橋千鶴子氏	木村太郎氏
大西英男氏	近藤昭一氏	大口善徳氏
田村智子氏	相原久美子氏	川田龍平氏
田島 要氏	南波漣二氏	山本太郎氏

空襲被害者体験

3月5日の集会で「空襲被害者の体験と発言」で、大阪から参加の渡辺さん、伊賀さんを含め8人の報告がありました。紙面の関係で3名のみ掲載します。]発言についても多数いただきましたが、これも今回掲載しないことをご了承下さい。

空襲による傷害で70年

14回廃案も体験

名古屋空襲被害者 杉山千佐子さん

皆さーん、こんにちは。杉山千佐子です。1915年生まれ、若い若いと思っていたら、何やら100歳に近いのだそうです。

今日は、防空法の話を聞かせていただきました。防空法ができる当時、人はその意味をほんとうには分かっていなかった。ただ陛下の御ために、国のためにと言われたとおりに一生懸命、焼夷弾を消す練習をしていました。

3月10日に東京は焼夷弾にやられた。翌日、私の勤める名古屋の大学へ行くと、その話で大騒ぎ。直接東京の大学から電話で状況が報じられてきます。軍は報道を止めてたんだしあうが、お構いなしにそれぞれのところから電話がかかってきます、朝から晩まで。おい千佐子嬢、お前はそこで電話の番をしていろ。全国から大変な電話の数でした。

そして12日にやられましたよ、名古屋が。東京の銀座のような広小路がずーっと一皮焼けました。次の週にはその一本北の路がずーっと焼けました。そして25日には爆弾が落ちてきました、その周り広範囲に焼夷弾を落とします。ついに全名古屋市が火の海。東京に劣らぬ灰の市になってしまいました。私は防空壕に生き埋めになりました。そのため火の熱さは知らなかったけれど、泥に埋まっている苦しさ。苦しいですね、生き埋めというのは。よく生きていたと思います。眠ってしまっては死んじゃうぞ、弟と力を合わせて賛美歌を歌いました。お祈りをしました。幸い二人ともクリスチヤンだったのですから。互いに励まし合って空襲解除になるまで眠らなかつた。助け出されると、痛くてたまらなかつた痛みもすーっと消えていきました。不思議ですね。痛みに限らず長い空襲の間は何ごとも耐えることができました。救助車であっちこっちひっぱり回され、やっと大学へ担ぎ込まれました。教室の先生方はびっくりして、ベッドを確保してくださいました。弟も怪我をしているはず、弟を捜して同じ部屋に

入れてもらいました。母は僅かの怪我でしたから、ちょっと薬を付ける程度で、私たちのベッドの下に寝ていました。そんな生活が8月の終戦の日まで続いたんです。

たいていの方は随分苦しまれ、酷かったんですよ。焼夷弾が直接当たって肩からさきを失くしたり、足もひどい怪我をしているから足も切っちゃおう。医者は簡単に言いますが、婦長が言いました。この若い娘さん、手と足を切つてしまったら、死ぬほか道はないでしょう。手のひらだけでも、足だけでも残してください。バカ、そんなこと言つたら暇がかかるぞ、治らんぞ。バカでもちよんでも結構です、この人のために片足を残してやって下さい。一年かかってもいいじゃありませんか。婦長が必死に頼んで足は切らないで済みました。現在豊橋に住んでいますが、ほんとに早く治そうとチョンチョンと切つてしまう。どんなにいたずらに傷害者になったでしょうか。いま思うと残念でたまりません。両足切断の彼女は今も生きていますが、太ももから両足を切りました。悲しいですね、それまで五体満足なのが、空襲のために障害者になった。どんなに辛い思いで生きてきたことか。私は50を過ぎてから、大学の教授の寮母で人並みにお給料をいただくようになって周りを見て、あのときあんなにたくさんのが怪我した人たちが、何処にもいない、どうしたことだろう。みんな隠れている。ひっそりと。幸せな人は一人もいません。

こんなことがあっていいのだろうか。戦傷病者戦没者遺族等援護法では、軍人軍属のみ補償している。一般国民をなぜ補償しないのか。このことに気が付いて、声を上げたんです。女のくせにと何度も言われたことか。女だから言うんです。顔をなくした女がどんな気持ちでいるか解りますか。国会へ「戦時災害保護法案」を14回提出しましたが、その都度廃案にされました。この努力を、今日ここにおいての中山先生たちがやっと気付いてくださいました。そうだ私たちやなくては、そう言って3年前から、全国空襲被害者連絡協議会ができました。まだまだ先はなごうございますが、70年になったときには是非とも戦後災害援護法ができるといいと思います。それに國民全部が一つにならなければ駄目です。

議員の先生方、私たちの発言を聴いてほしい。私たちがどんな思いでここにきているか。だれも東京見物に来たんじゃないです。われわれのこの苦しみを解かっていただこう。一日も早く援護法を作っていただこう。そういう気持ちで大阪の人たちも来ております。その他遠くからも来ております。戦災傷害者がどんな苦しみを持って70年を生きてきたかを解っていただきたい。そんなつもりで発言をさせていただきました。

訴訟した三人も無念のまま他界した

今日、最高裁に要請

大阪空襲訴訟原告団

代表世話人 安野輝子さん



今日の午前、弁護士の先生お二方と私で、最高裁判所へ要請をしてまいりました。その要請書を読ませていただきます。

要 請 書

最高裁判所 第一小法廷御中

この国の津々浦々の街が、火の海となった大空襲から今年は69年。空襲で被災して、かろうじて命を取り留めた私たちも、生きる日は、後わずかとなっていました。そんな人たちが起こした大阪空襲訴訟は、黒煙に消された50万の親兄弟や、友達、焼夷弾に燃えた手足、爆弾の破片で千切れた足の無念を背負って訴訟という行動に立ち上がって今日まできました。

当時、私たちは子どもでした、戦時中の物不足のなかでも、空襲に遭うまでは親の元で幸せに暮らしていました。空襲に遭い学校にも行けなくなり職にも就けず、戦争で人生を狂わされました。地を這うように生きてきて、どうしてもこの理不尽を国に問いたいと訴訟をいっしょに起こした仲間が、3人も無念のまま他界しました。その3人のことを、今日、この最高裁判所でご報告し、その思いをくみとてほしいと思います。

まず、谷口佳津枝さんのお話をします。谷口佳津枝さんは、2012年の夏、無念を抱いたまま癌で亡くなりました。

4月には、国民小学校1年生になるはずの、1945年3月13日の大阪大空襲で、お母さんと父親代りのお兄さんを焼夷弾で焼かれ、孤児になりました。

あの日の夜、お母さんが「今日の空襲は大きいらしいので、お母ちゃんは家を守らないといけないので、あんたはお姉ちゃんと先に行ってなさい」と着物を着せててくれて、お姉ちゃんと出て行く私を、いつまでも見送ってくれました。谷口さんは、それがお母さんとの永遠の別れになると知らず、「今日のお母ちゃんは優しいなあ」と思いながら、お姉ちゃんと手を取り合って火の中をくぐ



り逃げていきました。生玉神社の大楠の木がパチパチと燃えあがり、とても大きな火が上がるのを怖いなあと思いながら見て走りました。焼け落ちた小学校が避難者の収容所になり、そこで何日も待ちましたが、お母さんは迎えにきません。たくさん居た避難者には、次々に家族が迎えに来ました。谷口さんはついに最後の避難者になってしまい、ようやく叔母さんが迎えました。そして、たくさんの遺体が収容されている場所に行き、お母さんとお兄さんの焼死体が並んでいました。そのときは足が震えて、かぶせてあった筵を覗くことは出来なかったと、話していました。お兄さんは顔や服装では見分けがつかず、鉄兜に書いてある名前で分かったそうです。

その後、お母さんの田舎の親戚にお姉さんと別々に引き取られて育った谷口さんは、食糧難の時代、親戚も子どもがいて大変ななかを育ててもらつたが、母がいないために辛い思いをした、戦争さえなかつたらと、いつも涙拭いていました。

次に、小見山重吉さんのお話をします。

「わしの青春は15までやった」という小見山重吉さんは、1945年3月13日の夜10時ころ、お母さんに「空襲やで、起きや」と布団をはがされて、空襲警報が鳴るなかを、軒先に掘られた防空壕へ飛び込みました。飛び込むやいなや、焼夷弾の轟音と光と熱をあびて、顔と手足から全身に火傷を負いました。

豪快でやんちゃな小見山さんが、「あんたは傷害が足でええな！わしは、朝起きて洗面台に立つといやでも顔を見てしまう」と嘆いていました。

顔には赤く火傷の跡が残り、5本の指はくついてしまいました。その姿をみた人が、「猿！」、「やけど！」などと呼ばれながらも、苦労して稼いだお金で、くつつけた5本の指を切り離す手術を大阪大学病院で受けました。その後は、お父さんが経営していた工場を再び興したり、小見山さんよりひどい火傷で産婆さんが出来なくなったお母

私には戦争が風化することはありません

さんの戦後の生活を支えるなど、必死で生きてこられました。

曲がって硬直した指を見た孫から、「おじいちゃん！ どうしてジャンケンできないの？」と言われた小見山さんは、孫と同じ目に遭わせてはならないと思い、この裁判に立ち上がられたのです。小見山さんの墓前に、何としてもよい報告がしたいと思っています。

次に、永井佳子さんのお話をします。

永井佳子さんは、女学校の教室で空襲警報を聞きました。校庭に並んで掘られた蒲鉾型の防空壕に避難しましたが、そこも猛烈な焼夷弾の火が襲ってきて、反対側の入口にいた級友は、大火傷を負って即死だったそうです。永井さんは、あと少しのところで助かりましたが、学校では救護もしてもらえず、家に帰ろうとして力なく街をさまよっていると、「あんた、えらい燃えてるで」と警官らしき人に言われて、町医者に連れて行かれました。着ていたセーラー服ともんべをハサミで切られていると、お母さんが駆けつけてきました。

ベッドにいた佳子さんを一目見たお母さんは、あまりにもひどい火傷の姿を見て、「女の子だから、このまま死んだほうが良いかもしない」と一瞬思ったということを後年、お母さんから聞いたそうです。

永井さんは、学校で被災したのに学校も知らん顔、国も学校も責任を執らない。悔しい思いで60年生きてきたとき、大阪空襲訴訟を知り一人ではないのだ、私と同じ悔しい辛い思いで生きている人がいるのだ、と駆けつけてこられたのです。

69年間、国は空襲犠牲者の人権を無視し謝罪も補償もしないで、同じ戦争犠牲者の元軍人軍属には52兆円という援護をし民間空襲犠牲者には0円と差別してきました。私たちはこの国に生まれたこの国の民なのです。この国が起こした戦争に巻き込まれて親兄弟を焼かれ、手足を奪われ、友だちは目のまえで虫けらのように焼き殺されたのです。家はゴミ芥のように燃えてしまいました。

これが、経済大国にもなった先進国なのでしょうか。欧州は、民間人軍人を平等に補償しています。この国は、国際的にも恥ずかしく国内的にも不安を残します。何事もなかったかのように、遺

り過ごそうとしているのは卑怯です。空襲被害は国の責任です。きちんと戦争の後始末をしてください。

ましてや、政府は国民に「空襲は怖くない、逃げずに火を消せ」、「都市から避難をするな」と命令していました。危険な消防活動を義務付けて、空襲の被害を拡大した責任は大きいと思います。

最後に私の事を少し聞いてください。

私が、米軍のB29機が投下した爆弾の破片に、足を奪われたのは幼稚園の年長児の時でした。同じ破片が、後頭部に当たった近所の人は、その夜も明けきらぬうちに亡くなりました。地鳴りのようなうめき声が、出血多量で死線をさまよい意識がうすれていく私の脳裏に耳にやきついて今も離れません。その人は、まだ二十歳半ばの銀行員でした。生かされたのか生き残ったのか、私には朝がきたのです。生き残ったのも地獄でした、1945年7月16~17日のことです。

爆弾の破片で、私の足はその場で千切れ、どのくらいの時が経ったのか遊んでいた弟や従姉の泣き声で気がついた時は血の海の中でした。6歳になったばかりの私は、足が無くなったということがどういうことなのか、よく解りませんでした。幼稚園で蓮華草で首飾りを作ったり小さな虫などと遊んでいたからでしょうか、トカゲの尻尾が切れてもまた生えてくるように、私の足も生えてくると思っていました。あれから69年経った今も、足は生えていません。私の足と青春の日々を還してください。

毎朝目が覚めると義足を付けないとトイレにもいけません。ベッドで義足を付けることから一日が始まります。私には、戦争が風化することなどありません。

あのおびただしい戦争の犠牲を払って出来た憲法も踏みにじります。

黒煙に消された人たちの、私たちの、人生はなんだったのでしょうか。

最高裁判所でもしっかりと審理をしていただき、私たちの思いを、人生を、正面から受け止めた判断をしていただくようお願いします。

現在も私にとって戦争は 「進行形です」

東京大空襲被害者 豊村美恵子さん



私は87歳になりました。重度障害1級です。5年前心臓病で、こんな年寄を施術したことないと言われました。余命1年と言われても裁判が終わるまで死ねないということで、人工心臓に取り換えてもらいました。

私の家は普通の服を作っていたんですが、軍用以外の服を作ってはいけないという政府令で深川に引っ越していました。

あの3月10日は、国鉄勤務の私は夜勤で上野駅にいました、家は深川で海に入るか焼け死ぬしかない場所でしたから、両親、姉、弟の4人、家、家族、財産すべてを失って、その日から寝る家がない、着るものがない、食べるものがなく、お金がない、どうしていいかわからない。でも勤めがありますから、休んだりしたらもう食べていけませんので、一日おきに務め、他の日はどこをうろついていたのか分からぬのですが、徹夜勤務で何とか8月3日まで生きていました。どこでどのように世話になったか未だに思い出せないんです。

8月3日の朝、こんど私が上野駅で出札係の夜勤明けの帰り、赤羽駅で空襲警報が発令されました。戦闘機P51の機銃掃射です。はじめ列車の機関士を狙ったけど、列車は駅の屋根の下に入ってしまった。次に戦闘機は急旋回して私の乗っている国電の電車の運転士に向かってきたんです。それまで機関士や運転士の殉職が多かったので、乗客は狙わないと思って窓から見ていました。ところが飛行機があまりにも電車にぶつかるぐらいに接近してきたものですから、電車はガクッと急停車し、1秒ぐらいしてガクッと今度は急発進しました。それで運転士は銃撃による被害を受けないで、1両目の後部にいた7人の乗客が怪我をしたんです。一番怪我の重い人はお腹をやられて即死、2番目に重いのが私なんです。肘をやられたが痛みは感じないんです。血が出ている腕を抱えて、構内に止まった電車のドアは開いたんですが、そのときすでに意識が途切れ声は出ない、目は見えない、助けてとも言えない。どんどん出血する。運転士も車掌もみんな逃げちゃった。意識はどんどん薄れていく。もうここにいると死ぬしかない。

いま怪我したんだから、いま怪我したんだからと、少し意識が戻ったときに、大体の方角をさがしながら、階段の手摺を背にしながらやっと降りて改札に行つたんです。

その結果として病院へ運ばれ、先ほど杉山さんのお話にあったように、手を切らないで、手を切らないでと言ったんですが、病室に戻った時、やはり、早く治さなきゃしょうがないから切断したんだよと言われ、右腕は丸く包帯が巻かれていました。もう何とも言えない。

それから栄養不足で肺結核になって、肺の一部を切除、肺活量は二分の一です。その後はどうしても上半身のバランスが悪いですから転倒し左股関節、人工骨頭の手術を受けて障害1級、3級、4級です。

私は片手になって、女として家事もできない。物を切る、縛る、抑える、縫う、持ち上げるなど孤児よりも役に立たない惨めさで、世話になれるところはなく、相手にされませんでした。身体障害者に対する世間の偏見、蔑視、変な目でみられる惨めさに耐えてきました。

第三者に言葉だけで障害者を理解してもらうことはいかに難しいか、裁判を通じて感じました。手がない、足がない、やけど、身体の変形などは外観の関係です。本当の痛みは社会に受け入れられない、嫌味、人格無視、こころの痛みに耐えることでした。外観よりもむしろあからさまに人間を無視するような行動をとられるときの辛さはたまらなかったです。障害者は人前に出ることをためらい、引け目を負って耐えています。広く国や社会、世間から戦災障害者として認められることが生き甲斐です。

(注) 3月5日の院内集会で写真記録は東京空襲遺族会の根本徳三さん、発言記録は西沢俊次さんです。文責は編集部にあります。

連続公開フォーラム

「未来につなぐ証言」再開

主 催・都市空襲研究会(主宰 沢田猛さん)

協 力・全国空襲被害者連絡協議会

(パートⅢ・最初の講義)

日 時：4月20日(日)午後1時30分から

会 場：墨田女性センター・3階会議室

講 師：瑞慶山 茂さん

(「沖縄戦」被害・国賠訴訟弁護団長)

(「南洋戦」被害・国賠訴訟弁護団長)

演 題：沖縄戦における空襲被害と地上戦被害

～「沖縄戦」国賠訴訟と「本土」の空襲

訴訟との相違点～

防空法制が被害広げる

戦時下の防空法と国民

大阪空襲訴訟弁護団 大前 治弁護士

戦時に、空襲被害者があれだけたくさんの命を失い、傷害を負い、家族を失うという甚大な被害を生じたのはなぜなのか。戦争とはそういうものだ。だから戦争は許されない、繰り返さないということを目標にしていきたい。しかし、仮に戦争をしたとしても、こんな仕方があるものかという問い合わせをしたのが、『検証 防空法：空襲下で禁じられた避難』(法律文化社)です。

「空襲は怖くない。逃げずに消火をせよ」と指示した防空法制はどういうものか。国民は、軍隊と国家と一体となって、国を護り、町を護り、家を護り、職場を護り、持ち場を護るというのが防空体制でした。

「防空法」は、満州事変の昭和12年、中国大陸で火花が散っているなという時に制定されたが、その当時はまだ防空訓練・演習でもしようかという段階。ところが、まもなくアメリカと戦争をするのかという時期、昭和16年11月に「防空法」が改正された。8条の灯火管制に、8条の3が加えられ、都市から逃げてはならない、避難をしてはいけない。そして8条の5では、家がもえはじめたら、通りがかりで火が燃え始めたら、火を消さなければならぬとする消火義務が明記された。主務大臣は必要なとき、勅令により一定の区域と期間を区切って国民に退去することを禁止または制限、あるいは退去を命ずることができるとして、確かに断定的ではない。しかし、絶対的禁止は、12月7日、あの真珠湾攻撃の前日に、内務大臣が、国民の都市からの退去を禁止する通達を出した。

この真珠湾攻撃の一か月前にこんなことを言っていた陸軍中佐がいます。「足手まといになる人々を退去させる。それ以外の者は退去の観念を全く一掃し、全国民が国土防衛にあたるべき」(1941年11月「戦時局下の防空－『時局防空必携』の解説－」)。

もう一人、「空襲の実害は大したものではない」と言った佐藤賢了軍務課長(のちの陸軍中将)がいます。「狼狽混乱、さらに戦争継続意志の破たんとなるのが最も恐ろしい。敵の空襲を受けるに従いますます大敵観念を奮い起こして戦争継続意志を高揚すべし。(昭和16年11月20日衆議院防空法改正委員会)

戦時中で問題のあった法律は、「防空法」だけではありません。「軍事保護法」、「国家保安法」、「治安維持法」、「國家総動員法」あらゆる法律があって、国のすべてが戦争に国民を巻き込むということだった。その中でも「防空法」は、敵の飛行機、敵から直接攻撃を受けた国民に対して、政府はそう対処するのかを問われるのは「防空法」なんです。

イギリスでは政府が、市民の皆さん、ロンドンの地下鉄に逃げ込みなさい。地下鉄は安全。市民は地下鉄に肩を寄せ合うようにして逃げたんです。敵から国民を護る体制がイギリスです。他の国も同じです。

3月14日、帝国議会で大河原輝耕貴族院議員が、“火は消さなくともよいから逃げろ、と言つていただきたい”と大達茂雄内務大臣にせまったくころ、“どうも初めから逃げてしまうと言うことは、どうかと思う”と人命優先を拒否する答弁。10日の空襲で既に東京下町は焼け野原。この時の国会議事堂のこの写真はどうだったか。黒く見えるが逆光ではない。敵からの攻撃目標になるのを避けるために黒く塗られているのです。実は1月27日に銀座有楽町周辺が大空襲に遇い多くの焼死者が出た。そして国会議事堂の前辺りも焼け野原になった。この状況を前に、内務大臣は人命を優先しない方針は終戦まで変わらなかった。

この他、防空法に関するたくさんの詳細について、『検証：防空法』に書かれているので、ぜひお読み下さい。

そして今まで述べたことは、大阪空襲訴訟で述べたことです。大阪地方裁判所、大阪高等裁判所の判決で認められているのです。国の行為によって、しかも意図的にそういう行為をしたということで原告らに被害が生じたということが認められたに等しい。しかし、残念ながら“著しい差別があったとは言えないから、憲法14条に違反するまでは言えない”と棄却。今日も11時に安野さん(大阪空襲訴訟原告団団長)と最高裁へ、慎重な審議をするように要求してきました。

私たちは国の責任を追及するということで闘っています。しかしもう一つ、国会で仕事をしておられる国会議員の皆さんと一緒に、立法を実現していくことも私たちの大好きな仕事だと思っています。



戦後70年には援護法を実現させたい

一人が、もうひとりの支持者を増やそう

署名・賛同議員・地方議会決議 全国空襲連の会員を10倍に

わが国の一般空襲被害者（死者・傷害者・孤児など）は、まだ69年前に終わった戦争が進行形です。“戦争はまだ終わっていません”

被害への謝罪、援護はもとより国としての調査も追悼する施設もないからです。

全国空襲連はこの現状を打開する署名を100万人めざして現在25万人。賛同する国会議員はかつて51名で、現在は議員連盟を再発足し100名以上

をめざす方向です。空襲被害等援護法（仮称）の実現を促進する地方議会決議は、沖縄ではほぼ全市町村議会で意見書採択できましたが、本土では10市区町村でこれからです。全国空襲連の支持会員は500人を上回りましたが、これからこの10倍以上にならないと世論形成の土台がつくれません。

全国空襲連は昨年末以来、国会議員連盟の再開ないし再発足へ力を集中してきましたが、これから上記の課題に具体的な取組みをし、戦後70年（2015年）までに援護法の実現へ奮闘します。お一人がもう一人の支持者を増やすことにお力を寄せてください。

「空襲被害者等援護法」（仮称）の早期成立を求める意見書

大阪府は、第二次世界大戦末期、米軍の8度にわたる空襲によって、多くの市民の尊い生命と多大の財産を消失するという大惨事を体験しました。この歴史的大災害は、二度と過去を繰り返させないためにも、決して忘れてはなりません。特に、犠牲者の多くは、どこでどのようにして亡くなったのか、どこに葬られているのか、それさえいまだにわかつております。重傷を負い、苦しい人生を強いられてきた者、幼くして家族を失い、学校にも行けず、孤児になった者など、被害者一人一人の命のあかしが記録されておりません。その過酷な生活と不利益は、現在もなお、心身に深い傷跡を残しています。

さらに、これら被害者や遺族の高齢化を考えると、一日も早く、被害者の人間としての尊厳の回復を図らなければなりません。また、このような69年前の日本の現実は、国の内外を問わず、各地に多くの深い傷跡を残しています。昭和20年8月14日、戦争終結の詔書とともに、官報（号外）によって発表された内閣告諭では、時の鈴木貫太郎首相が、その被害について、軍人の戦死者、戦傷者及び戦災者とその遺族を平等に取り上げ、特にその援護については国民ことごとく力を尽くすべしと述べて、復興精神の喚起を呼びかけました。

3年前の平成23年3月11日には、不幸にも、東日本で大震災が発生しました。このような大震災の中で、市民の生存権を守り、復興の為に全力で取り組むことも、国民全体の課題として当然のことです。最近では、自然災害に対しても、災害弔慰金の支給や生活再建支援としての公的助成がなされております。また、さきの大戦にかかる戦後処理の問題についても、旧軍人、軍属については、多額の国家補償や援護がなされ、引揚者、残留孤児、原爆被爆者、強制抑留者等についても、不十分ながら、法律、通達、政令等により、援護が拡大されてきています。戦後処理にかかる国内の問題としては、空襲等の被害者に対する援護だけが、いまだに取り残されています。

国際的に見ても、先進国の多くでは、軍、民の区別なく、人身被害を救済し、物的被害の補償もなされ、戦争の被害は、国民全体で分かつという姿勢が明確に示されて、このことが国際平和の実現につながると言えています。

我が国においても、このような課題解決のために、「空襲被害者等援護法」（仮称）が早期に成立しますよう、強く要望いたします。

以上、地方自治体法第99条の規定により意見書を提出します。

衆議院議長、参議院議長
内閣総理大臣、厚生労働大臣 宛

平成26年3月24日
大阪府泉南郡田尻町議会